裁　　決　　書

審査請求人
住所 [redacted]
氏名 [redacted]

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成24年４月９日付けで提起（３件）のあった、[redacted]市長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づき、平成24年２月14日付け[redacted]第312号で行った費用徴収決定処分（以下「第312号処分」という。）、平成24年３月14日付け[redacted]第313号で行った費用徴収決定処分（以下「第313号処分」という。）および平成24年１月17日付け[redacted]第314号で行った費用徴収決定処分（以下「第314号処分」という。）（以下これらの処分を「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

第312号処分に対する平成24年４月９日付け審査請求
主文
第312号処分を取り消す。

第313号処分に対する平成24年４月９日付け審査請求
主文
第313号処分を取り消す。

第314号処分に対する平成24年４月９日付け審査請求
主文
本件審査請求を棄却する。

理由
第１　審査請求の趣旨および理由
１　審査請求の趣旨
本件処分をいずれも取り消すとの裁決を求める。
２　審査請求の理由
本件処分は次のとおり違法または不当である。
(1) 収入は報告している。
(2) 費用徴収決定額には母の死亡による葬祭経費の立替分が含まれている。
(3) 元内妻の就労収入にかかる費用徴収決定額の弁済義務を負うことは納得できない。

第２　認定事実および判断

１　認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成21年 9月14日　審査請求人が保護申請を行い、世帯の保護が開始される。

(2)　同　日　審査請求人が収入申告書を提出。当該収入申告書には審査請求人は[redacted]年金を受給し、また、当該年金を担保として平成20年2月に独立行政法人福祉医療機構の年金担保貸付を受けているとの記載がある。

(3) 平成21年 9月17日　審査請求人が処分庁に来所し、審査請求人と内妻が就労している[redacted]の９月分給与は未支給であったと口頭で報告する。

(4) 平成21年11月26日　審査請求人が処分庁に来所し、内妻は[redacted]を解雇となり、収入は０円であると口頭で報告する。

(5) 平成22年 1月 4日　審査請求人が処分庁に来所。処分庁は、年金担保貸付の借入先を把握するため、審査請求人に関係書類を提出するよう伝える。

(6) 平成22年12月 8日　処分庁は、内妻は審査請求人世帯に同居している実態が確認できないため、内妻は世帯から転出したとの判断を行う。

(7) 平成23年11月15日　処分庁は、[redacted]年金事務所に審査請求人の[redacted]年金の内容の報告を求めていたところ、同事務所からの回答を得て、当該年金の振込先は[redacted]の口座であることを把握する。

(8) 平成23年12月 1日　処分庁は、[redacted]に審査請求人の預金状況の報告を求めていたところ、[redacted]からの回答を得て、審査請求人の口座に次の入金があったことを把握する。

入金日	摘　要	入金額
平成23年 9月16日	年金担保貸付金	1,179,300円
平成23年10月14日	年金振込	169,316円

(9) 同　日　処分庁は、[redacted]年金事務所に照会し、審査請求人は[redacted]の前は[redacted]を[redacted]年金の振込先金融機関としていたことを把握する。

(10) 平成23年12月 5日　審査請求人が処分庁に来所。処分庁が前記認定事実(8)で判明した年金担保貸付について説明を求めたところ、審査請求人は「ヤクザ等が行ったことで自分は知らない。」と回答。これに対し、処分庁は事実であるならば警察に届け出るよう指導する。

(11) 平成23年12月 9日　処分庁は、独立行政法人福祉医療機構に審査請求人の年金担保貸付の内容の報告を求めていたところ、同機構から次の回答を得る。

貸付年月日：平成23年9月16日

貸付金額　：1,210,000円

返済開始日：平成23年12月15日
返済額　　：支払い年金額のうち定額90,000円
取扱金融機関：[redacted]

年月日	年金支給額	回収額	返済余剰金
平成23年12月15日	169,316円	90,000円	79,316円
平成24年 2月15日	169,316円	90,000円	79,316円
平成24年 4月13日	169,316円	90,000円	79,316円
平成24年 6月15日	169,316円	90,000円	79,316円
平成24年 8月15日	169,316円	90,000円	79,316円
平成24年10月15日	169,316円	90,000円	79,316円
平成24年12月14日	169,316円	90,000円	79,316円
平成25年 2月15日	169,316円	90,000円	79,316円
平成25年 4月15日	169,316円	90,000円	79,316円
平成25年 6月14日	169,316円	90,000円	79,316円
平成25年 8月15日	169,316円	90,000円	79,316円
平成25年10月15日	169,316円	90,000円	79,316円
平成25年12月13日	169,316円	90,000円	79,316円
平成26年 2月14日	169,316円	90,000円	79,316円
平成26年 2月14日		完済余剰金	24,440円

(12) 平成23年12月21日　審査請求人が処分庁に来所。処分庁は、年金担保貸付の余剰金の振込口座を変更するよう指導する。

(13) 平成23年12月27日　審査請求人が処分庁に来所。処分庁は、前記認定事実(11)で把握した年金担保貸付金のうち、平成23年12月15日に支払われた余剰金79,316円について、10月分年金の余剰金に相当する額39,658円は法第78条に基づく費用徴収を行い、11月分年金の余剰金に相当する額39,658円は２月分保護費に収入充当する方針である旨を審査請求人に説明する。

(14) 平成24年 1月12日　処分庁は、[redacted]に審査請求人の預金状況の報告を求めていたところ、[redacted]からの回答を得て、審査請求人の口座に次の入金があったことを把握する。

入金日	摘　要	入金額
平成21年10月15日	独）福祉医療機構	32,016円
平成21年10月15日	独）福祉医療機構	32,453円
平成21年10月26日	職業安定局	77,115円

入金日	摘　要	入金額
平成21年11月24日	職業安定局	143,948円
平成21年12月15日	年金	132,016円
平成21年12月21日	職業安定局	143,948円
平成22年 1月 7日	職業安定局	102,820円
平成22年 2月 5日	職業安定局	150,184円
平成22年 2月15日	年金	132,016円
平成22年 3月 5日	職業安定局	163,158円
平成22年 4月 7日	職業安定局	176,481円
平成22年 4月15日	年金	132,016円
平成22年 5月13日	職業安定局	173,440円
平成22年 6月 7日	職業安定局	176,481円
平成22年 6月15日	年金	132,016円
平成22年 6月23日	職業安定局	50,772円
平成22年 7月23日	[redacted]	100,000円
平成22年 7月23日	[redacted]	100,000円
平成22年 8月13日	年金	132,016円
平成22年10月15日	年金	132,016円
平成22年10月22日	[redacted]	99,077円
平成22年10月22日	[redacted]	230,010円
平成22年12月15日	年金	132,016円
平成23年 2月15日	年金	132,016円
平成23年 4月15日	年金	132,016円
平成23年 6月15日	年金	169,316円
平成23年 8月15日	年金	169,316円

(15) 平成24年 1月17日　処分庁は、前記認定事実(11)で把握した平成23年12月15日支払いの余剰金79,316円のうち、10月分年金の余剰金に相当する額39,658円の法第78条に基づく費用徴収決定を審査請求人に通知する。（平成24年1月17日付け[redacted]第314号）

(16) 平成24年 1月19日　審査請求人が処分庁に来所。処分庁が前記認定事実(14)の[redacted]からの回答を示し、いずれも収入申告が無い旨を指摘したところ、審査請求人は「知らない。」と回答する。

(17) 平成24年 2月14日　処分庁は、前記認定事実(8)で把握した[redacted]の口座に入金された未申告収入および前記認定事実(14)で把握した[redacted]の口座に入金された未申告収入の法第78条に基づく費用徴収決定を審査請求人に通知する。（平成24年2月14日付け[redacted]第312号）

(18) 平成24年 3月 7日　処分庁は、[redacted]に審査請求人の貯金状況の報告を求めていたところ、[redacted]からの回答を得て、審査請求人および子の口座に次の入金があったことを把握する。

（審査請求人の口座）

入金日	摘　要	入金額
平成21年 9月15日	[redacted]	130,312円
平成21年10月15日	[redacted]	162,000円
平成21年12月 1日	[redacted]	60,000円

（審査請求人の子の口座）

入金日	摘　要	入金額
平成22年 6月15日	[redacted]	10,000円

(19) 平成24年 3月 6日　審査請求人が処分庁に来所。処分庁が前記認定事実(18)の[redacted]からの回答により[redacted]からの給与が支払われていることを指摘したところ、審査請求人は「保護決定まで日数があるので申告の必要はないと思っていた。めんどくさかった。」などと回答する。

(20) 平成24年 3月14日　処分庁は、前記認定事実(18)で把握した[redacted]の審査請求人の口座および子の口座に入金された未申告収入の法第78条に基づく費用徴収決定を審査請求人に通知する。（平成24年3月14日付け[redacted]第313号）

2　判断

法による収入の認定は、法第４条第１項において「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を要件とされていることを前提として、法第８条第１項にいう「その者の金銭又は物品」で賄いうる程度、すなわちその額を収入として算定し、認定しようとするものであるから、最低生活の維持のために利用し得る金品は、すべて収入として認定するのが原則である。

また、この収入の把握については、生活保護制度の運用上の原則として、まず被保護者に収入に関する申告を行わせることとしており、法第61条は「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定し、その申告は法的に義務づけられている。

さらに、実施機関においては、要保護者から提出された収入申告の内容について、客観的に妥当性を有するものかどうかを十分検討する必要があるとともに、その内容について疑問が生じる場合等には、行政機関としてその事実関係について関係先等への照会を通じて妥当性を明らかにすることが保護の適正な実施を確保するうえで不可欠なものである

ことから、法第29条は「保護の決定または実施のために必要があるときは、要保護者または扶養義務者の資産および収入の状況について関係機関に報告を求めることができる」と規定している。

なお、法第61条に基づく収入の届け出の義務を故意に怠ったり、あるいは偽りの申告をした場合など不正な手段により保護を受けた場合において、法第78条は「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」と規定している。

以上を踏まえ、本件処分についてそれぞれ検討を行う。

(1) 第312号処分および第314号処分について

これらの処分は、処分庁が前記認定事実(8)、(11)および(14)で把握した審査請求人の収入について、法第61条に定める収入の申告がなされていないことを理由として、法第78条に基づく費用徴収決定処分を行ったものである。

これについて、審査請求人は「報告をした」と申し立てており、具体的には、[redacted]年金の振込先としていた[redacted]の口座および[redacted]の口座にかかる通帳は、借金の担保としてヤクザに差し押さえられていたため収入が無く、その旨を保護申請時から当時の担当者に説明し、決して隠していたわけではないと主張する。

これに対し、処分庁は「本人はかねてから年金はサラ金の担保として自分では所有していないと主張していた」と延べ、審査請求人が当時の担当者に説明をしていたことは認めるものの、その説明内容が事実かどうかは「ケース面談記録に記載がなく主の主張の真偽については不明」と述べるとともに、収入が無いと当時の担当者に説明していたことは、結果的に収入の未申告であると主張する。

以上の双方の主張について、処分庁の提出した関係書類等から確認できる事実をもとに判断すると、前記認定事実(2)のとおり、審査請求人が保護申請時に提出した収入申告書には、その金額等の詳細な記載はないものの、自らが[redacted]年金を受給していること、および保護申請前から当該年金を担保として年金担保貸付を受けていることが記載されており、少なくとも処分庁はその旨を把握していたと判断される。

結果的にこの申告された[redacted]年金および年金担保貸付の余剰金等の収入認定は行われておらず、その理由は、審査請求人の「ヤクザに差し押さえられている」との説明によるものと推測されるが、これに対して当時の担当者がどのように対応したかは関係資料等に記載はなく、その詳細な経過を確認することはできない。

この点については、通常は口頭報告のみでは容易に認められないと思われる申し立てに対して、処分庁が法第29条に基づいて関係機関に報告を求めるなどの必要な調査を実施した事実はなく、明らかに処分庁は適切な対応を怠っていたと言わざるを得ない。

一方で、審査請求人の「ヤクザに差し押さえられている」との主張については、いつ、誰が、どのような経過で差し押さえたのか何ら具体的な説明はなく、また、事実を立証するための関係資料を提出する等の行為もなされていないことから、事実であると認めるこ

とはできず、当該主張は採用することはできない。

したがって、前記認定事実(8)、(11)および(14)により把握された収入は、法第61条に基づいて申告する義務があるものであり、審査請求人は何ら適法な収入の申告を行っていなかったものと認められる。

なお、本件審査請求の争点ではないが、法第78条に基づく費用徴収額の算定は、既に支給した保護費（以下「支給済み保護費」という。）と、申告されなかった収入（以下「未申告収入」という。）を正しく認定したとして得られる保護費（以下「正当支給額」という。）との差額を月ごとに算定したうえでこれらの額を合計するものであり、不正受給期間の支給済み保護費の総額と正当支給額の総額とを対比させて算定するものではない。

このことから、第312号処分に係る費用徴収額は、正しくは次のとおり算定される。

年月	支給済み保護費	未申告収入額	正当支給額	費用徴収額	翌月繰越額
21年10月	340,140円	141,584円	198,556円	141,584円	—
21年11月	310,930円	143,948円	166,982円	143,948円	—
21年12月	411,590円	209,956円	201,634円	209,956円	—
22年 1月	270,670円	168,828円	101,842円	168,828円	—
22年 2月	279,840円	216,192円	63,648円	216,192円	—
22年 3月	312,380円	229,166円	83,214円	229,166円	—
22年 4月	310,130円	242,489円	67,641円	242,489円	—
22年 5月	282,530円	239,448円	43,082円	239,448円	—
22年 6月	306,990円	293,261円	13,729円	293,261円	—
22年 7月	296,760円	266,008円	30,752円	266,008円	—
22年 8月	230,300円	66,008円	164,292円	66,008円	—
22年 9月	204,010円	66,008円	138,002円	66,008円	—
22年10月	188,760円	395,095円	0円	188,760円	206,335円
22年11月	122,517円	66,008円	0円	66,008円	149,826円
22年12月	174,283円	66,008円	0円	66,008円	41,551円
23年 1月	185,272円	66,008円	77,713円	107,559円	—
23年 2月	54,062円	66,008円	0円	54,062円	11,946円
23年 3月	235,738円	66,008円	157,784円	77,954円	—
23年 4月	213,270円	66,008円	147,262円	66,008円	—
23年 5月	156,160円	66,008円	90,152円	66,008円	—
23年 6月	121,290円	84,658円	36,632円	84,658円	—
23年 7月	451,967円	84,658円	367,309円	84,658円	—
23年 8月	217,639円	84,658円	132,981円	84,658円	—
23年 9月	301,859円	1,263,958円	0円	301,859円	962,099円

年月	支給済み保護費	未申告収入額	正当支給額	費用徴収額	翌月繰越額
23年10月	206,397円	84,658円	0円	206,397円	840,360円
23年11月	217,469円	84,658円	0円	217,469円	707,549円
23年12月	163,463円	0円	0円	163,463円	544,086円
24年 1月	155,432円	0円	0円	155,432円	388,654円
24年 2月	144,832円	0円	0円	144,832円	243,822円
合計	6,866,680円	4,827,295円	2,283,207円	4,583,473円	243,822円

以上のとおり、未申告であった収入額4,827,295円のうち、4,583,473円は法第78条に基づく費用徴収額とし、243,822円は翌月以降の保護費において収入認定すべきであったところ、処分庁は費用徴収額を4,827,299円と決定している。

したがって、第312号処分はその費用徴収額を誤っており、処分の取り消しを免れない。

一方、第314号処分にかかる費用徴収額は正しく算定されており、処分に不当性は認められない。

(2) 第313号処分について

第313号処分は、処分庁が前記認定事実(18)で把握した審査請求人の収入について、法第61条に定める収入の申告がなされていないことを理由として、法第78条に基づく費用徴収決定処分を行ったものである。

この点について、審査請求人は、[redacted]の給与は、現在は世帯から転出した元内妻が得ていた就労収入であるから、審査請求人が返還義務を負うことに納得できないこと、また、[redacted]の審査請求人の子の口座にある知人「[redacted]」からの送金は、母の葬祭費用の一部であるから収入ではないと主張する。

元内妻の就労収入について、法第10条は、保護の決定および実施にあたっては世帯を単位とすることの原則を定めていることから、法における保護においては、世帯員の収入は、その世帯全員の生計の維持に充てられるものとしている。

さらに、法第78条に定める費用徴収は、世帯員が得た収入そのものの返還を求めるものではなく、その収入が正当に申告されていれば本来行うことのなかった世帯全体に対する保護に要した費用について、その返還を求めるものである。

したがって、処分庁は当該費用徴収を現に世帯の世帯主である審査請求人に求めているにすぎず、何ら不当性はない。

次に、[redacted]の審査請求人の子の口座に入金されている知人からの送金について、審査請求人は、当該通帳は母が保有していたものであり、母が死亡した際の葬儀費用の一部を第三者が立て替えて支払ったため、事後に審査請求人がその費用を返還するために送金したものと主張しており、これに対して、処分庁は「本人からの相談、報告は受けてない」としている。

これについて、各個人が保有する預貯金等の口座にあっては、日常生活における様々な費用の入金および出金が行われるものであることから、単に口座に振り込まれている事実のみをもって、それら金銭の全てを法に基づいて認定すべき収入と見なされるものではなく、処分庁は、これら金銭が法に基づいて申告されるべき収入であるかを適切に確認し、そのうえで処分を行う必要があった。

しかし、処分庁は、この知人からの送金がどのような費用であるか、審査請求人に聞き取るなどして適切な確認を行った事実は認められず、よって、第313号処分は不当であると言わざるを得ない。

以上のとおり、第314号処分に係る審査請求人の主張には理由がなく、第312号処分および第313号処分に係る審査請求人の主張には理由があるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第２項および第３項の規定に基づき、それぞれ主文のとおり裁決する。

平成 ２４年 １０月 ２６日

審査庁　滋賀県知事　嘉 田　由 紀 子

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して　６月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この場合において、処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。